

書評：橋本雄『中世日本の国際関係——東アジア通交圏と偽使問題——』吉川弘文館、2005年

『日本史研究』

高橋公明

一 概要と意義

一五世紀と一六世紀の東アジアは偽使の時代と言っても過言ではない。とりわけ朝鮮半島を舞台にしたものについては、これまでも偽使についての言及、さらには個別的ではあるが偽使についての専論も含めて貴重な成果が生み出されてきた。この現象について、橋本は具体的な目的を設定し、明確な方法論を提示して総括的な偽使論を提示した。以下はその章ごとの題目である。

序章 本書の課題と構成

第一章 王城大臣使の偽使問題と日朝牙符制

第二章 朝鮮への「琉球国王使」と書契——割印制

第三章 肥後地域の国際交流と偽使問題

第四章 宗貞国の博多出兵と偽使問題——《朝鮮遣使ブーム》論の再構成に向けて——

第五章 「二人の将軍」と外交権の分裂

第六章 永正度の遣明船と大友氏——警固・抽分・勘合から——

終章 本書の総括と展望

序章では、対馬—博多をとりまく《地域》と、室町幕府将軍権力を核とする《国家》との相関・相克関係を、主に朝鮮を舞台にした「偽使問題」を視角として導入することによって論じるという著者の問題関心が議論される。第一章では、朝鮮に現れたさまざまな偽使のなかでも、「王城大臣使」、すなわち室町幕府の要職である管領などの名義、あるいはそれに類する名義を騙った例を分析の対象とし、それぞれについて綿密な考証によって真偽を判定する。それを通じて、従来考えられていたよりも多くの例が偽使に該当するということと、通交証として導入された「牙符」がこれらの偽使の横行を防止するのに決定的に効果があったことを明らかにした。第二章では、前章に引き続き、ここでは琉球国王およびそれに類する使節の真偽が判定される。ここでは外交文書の様式、前章の「牙符」に相当する通交証として割印などに注目して検討し、割印などをめぐる偽使と偽使の対抗、博多商人の偽使への関与の深さなどを明らかにした。この二つの章で、著者は中核となる方法論——通交証についての徹底的なこだわり——を駆使して分析している。

第三章では、肥後地域の高瀬津に注目し、そこで展開された国際交流について検討した。明州（寧波）—博多というメインルートに対比すべき福建—高瀬ルートの重要性を明らかにするとともに、「日本国王良懷」の対明外交、菊池氏名義の朝鮮外交における偽使の可能

性について考察した。

第四章では、評者がかつて提唱した「朝鮮遣使ブーム」を再検討する。一四六九年からの対馬の宗貞国の博多出兵を画期とし、その前後で朝鮮へ遣使する偽使の性格が変化するのではないかと推論した。前期が西日本各地を出身地とするほぼ無名の人々を名義とし、対馬島の人々によって仕立てられた偽使で、後期が「王城大臣」、「琉球国王」を名義とし、博多商人を中心に仕立てられた偽使ということである。第五章では、一五世紀末から一六世紀中頃までを視野に入れ、日明関係における勘合や日朝関係における「牙符」が、同時期に複数存在していた室町将軍からどのように移転したかに注目し、日明関係をめぐる細川氏と大内氏の有名な対立、日朝関係をめぐる博多商人を媒介にした大内氏と大友氏の対抗関係の具体像を示し、《幕府外交》から《地域交流》への転回を論じた。この二つの章で、著者は第一章、第二章で確認した方法論をさらに応用し、複雑な「外交権」の推移を明らかにした。第六章では、第五章で検討した日明勘合の移転について、伊川健二氏の所論を詳しく批判した。

終章では、これまでの六章分を総括し、さらに偽使の類型化、外交をめぐる国家と地域の関係、外交史の分析対象としての通交証のさらなる可能性などについて論じた。

本書の方法論における特徴の第一は、「牙符」であれ、割印であれ、勘合であれ、通交証に徹頭徹尾こだわり、これらの通交証を軸に偽使についての分析と位置づけをしたことである。第二の特徴は、さまざまな日本側の史料を駆使し、直接・間接に偽使の背景を描いたことである。これらの特徴は全編を貫いており、この方法論的に誠実な姿勢によって、一五・一六世紀に出現した多様で怪しげな使節についての真偽の判定をただけでなく、通交関係における博多と対馬が果たした大きな役割も明らかにした。個々の事例について、以上のような成果を挙げた研究はこれまでもあるが、これほど総括的に検討したことはなく、今後の偽使研究にとって本書は基準になるであろう。

二 成果と批判

本書では、関連する先行研究について丹念に言及し、具体的に批判を加えているので、評者を含め、個別的にはこれから反批判や修正意見などが提示されるであろう。ここでは本書の方法論上の第一の特徴である通交証を軸に検討した成果について、評者としての見解を対置してみよう。

第一章と第五章で、著者は「牙符」に注目し、きわめて重要な結論を導き出した。一四七四年、日本国王使は朝鮮王朝との交渉の末、通交証十枚を得た。朝鮮国王が日本国王に宛てた復書とその二行割注によれば、象牙製で円周は四寸五分で、片面に「朝鮮通信」と篆書され、裏に「成化十年甲午」と彫られたもので、左右に第一から第十まで番号が付けられていた。それを折半して左符を朝鮮側、右符を日本側が持ち、使節派遣の際に持参することになっていた（『朝鮮王朝実録』成宗五年十二月丙申）。朝鮮側の理解では、「細川・伊勢両氏之使」とか「大臣」が遣わす使節には偽使が多いという日本国王使からの報告に

対応したもので、本来は日本国王使に限らず、橋本が言うところの「王城大臣使」、すなわち室町幕府の有力者の使節派遣も視野に入れた通交証であった。

この記述については、時期も対象も異なるが、一四五三年に大内氏に与えられた「通信符」と陽刻したものが山口県の毛利博物館に現存していることもあり、古くから注目されていた。評者の記憶では、一九八〇年代後半まで進学予備校の日本史でも通信符貿易というような項目があり、こんな瑣末なことと嫌々教えていた。しかしながら、この通交証がどのような使われ方をしたのか、どのような効果があったのか検討されてこなかったため、近年では日本史の教科書にも記述はなくなっている。

著者の功績は、この通交証「牙符」の機能について徹底的に検討を加え、これが「王城大臣使」の偽使の発生を抑え、かつ室町将軍の外交権を保障するものであったことを明らかにし、「日朝牙符制」とでも呼べる大きな意味を持っていたと結論づけたことである。さらにこの「牙符」が十六世紀以降に室町将軍が並立するような時期に誰に渡ったのかという点についても追跡し、その時期においても通交権を正当化する物質的な基礎になっていたことも示した。

著者は、この「日朝牙符制」は一四八二年に日本国王使榮弘が第一牙符を朝鮮に持参したことで発効したと評価している。ここできわめて基本的な疑問がわいてくる。もし発効したということであれば、これ以降の日本国王使がいかなる「牙符」を持参したのか記録のなかで見えるはずではないだろうか。とくに発効したときの例にあるように、室町将軍（「日本国王源某」あるいは「日本国源某」）が朝鮮国王に宛てた書に表われるはずである。ところが、著者が作成した表七（一八八―一九一頁）のなかの二三番から二九番まで、时期的には一四八六年から一四九九年までの七例の書のいずれも「牙符」には言及していない。

この点について著者は問題にしておらず、「牙符」の持参で十分と理解しているようである。したがって、著者がすり替え型の偽使という現象が起きている一六世紀初頭の二例について検討し、関連史料中に「牙符」の記述がないにも関わらず、この段階で大内氏が「牙符」を入手したと推定している（一八七―一九四頁）。また、新たな「牙符」が一五〇四年に更新され、それらの一部が大内氏や大友氏に移転した一六世紀になっても、表八（一九八―二〇一頁）にあるように、稀にしか「牙符」についての記述が確認されていない。

もちろん、以上によって持参していないということを指摘できるわけではない。ただし、もしこれが「日朝牙符制」というような制度として定着していたとするならば、「牙符」の持参と外交文書内での明記によって使節の正当性を保証しようとするのではないのだろうか。別の例を出してみよう。一四五三年に大内氏に与えられとされている「通信符」について言えば、一四七三年（『朝鮮王朝実録』成宗四年八月戊辰）と一四七四年（成宗五年七月庚辰）に、著者の基準に随えば偽使と判定される使節が派遣されている。当然、「通信符」は持参していないはずである。しかしそのことはまったく問題となっていない。おそらくこの場合、大内氏の「通信符」は制度として定着しなかったというべきであろう。

「日朝牙符制」はそれとは異なり、使用された形跡があり、かつ更新までされている。何らかの意義があったことは間違いないが、はたして制度として双方が明確に了解していたのであろうか。言い換えれば、著者が推定するように、日本国王使は必ず持参していたものなのであろうか。

次に第二章で検討された琉球国王関係の通交証についても評者の見解を対置しておこう。著者が言う「割印制」は、一四七一年の偽琉球国王使が「割符二枚」（割印の左側）を朝鮮側に進上し、それを朝鮮側が受け入れ、符驗として使用することを承認したことによって成立した（七七―七九頁）。これ以降は、割印の右側を使節が持参することによって、使節の正当性を保証することになった。ただし、ここでの著者の貢献は、この「割印制」が「日朝牙符制」と同様に制度として機能していたことを明らかにしたことではない。この点に関しては慎重で、むしろ成果は、偽者が提案した制度がとりあえず朝鮮側にも受け入れられたことを出発点にして、偽使の多様なあり方を示したことにある。この点に関して評者に異論はないが、次の点については疑問を呈してみたい。

「割印制」が発足した背景を考察するなかで、琉球の政治的な状況を考慮する必要がないという評価であったことである。「割印制」が開始されたきっかけとなった琉球国王使については、著者も確認しているように、『歴代宝案』の「成化六年」（一四七〇年）付けの朝鮮国王宛の琉球国王尚徳の書を根拠に、まずは真正な使節が派遣されたと推定できる。それが、翌年に朝鮮ではまったく別の書をもった使節として現れたのである。まさにこの使節が「割符二枚」を朝鮮に進上し、「割印制」が始まったのだが、著者はこの企てを博多商人が「琉球王国側の意向とはまったく関係なしに」提案したものと推定している。また、これ以降の偽琉球国王使も基本的に琉球とは関係がないという立場で説明している。

評者は、この現象を第一尚氏から第二尚氏への王朝交替と関連させて説明しようとしたことがある（「朝鮮外交秩序と東アジア海域の交流」『歴史学研究』一九八七年）。もちろん、著者が推定しているように、この時期の対馬島主宗氏の博多での動きも関係あるかもしれないが、なぜ真正な使節をわざわざ偽者に作り変えて、さらに通交証に関する提案をしたのであろう。おそらく琉球の代理人として対朝鮮貿易を継続していくことに対する危機感があったからではないだろうか。この時期に発生した琉球王国の政治変動がこの危機感に影響していないという想定は妥当なのだろうか。

一四七九年の偽琉球国王使は琉球に漂流した済州島人を送還している。この済州島人は、琉球列島の自然・地理・文化、さらには首里王府、国王およびその母についてきわめて詳細に語っている。さらに、送還してくれた使節が親切であったことも強調している。彼らは送還してくれた使節が偽者であったことを知らなかったのであろうか。それはかなり無理のある想定で、おそらくこの済州島人は偽琉球国王使と共犯関係にあったと考えるべきであろう。すなわち、この済州島人は琉球諸島あるいは琉球王朝について具体的に知っており、さらに朝鮮王朝にはウソをついていると推定できるのである。著者はこれを例外と位置づけているが、偽琉球国王使といえども、琉球―博多ルートを具体的に押さえていた

明証と言えるのではないのだろうか。やはり、この時代にいくつか発生した偽琉球国王使の背景に琉球の状況が反映しており、かつ博多で完結したものではないという想定に基づいて、史料を解釈すべきだと思う。

通交証にこだわるという方法論によって生み出された成果に注目し、それについての異論を対置してみた。実は、「牙符」についての評者の異論は、著者の「外交権」の定義についての異論につながっている。著者は通交権と外交権を区別しつつも（二頁）、第一章では「日朝牙符制」を「室町殿（義政）による、外交関係の編制の一方策、外交権強化の一階梯として捉え返さねばならない」（六四頁）と評価し、「牙符」という通交証を外交権の基礎であるかのような位置づけをしている。

外交権と言う限り、政治という文脈から「牙符」の問題を議論すべきだと思うが、著者の精密に組み立てられた議論は、ほぼ通交権という文脈で理解できることである。おそらく著者は意図的にこの言葉を選んだのであろう。言い換えると、この時代の朝鮮と日本の関係は、基本的に貿易関係として理解できるという立場にあるということである。言うまでもなく、当時の関係は市場経済に基礎づけられていたわけではなく、どんなに経済的な利益が前面に出た関係に見えても、ある種の政治的な文脈のなかでの話である。例えば、通交証である「牙符」についても、日本側が提案し、朝鮮側から「頂く」というのはどのような政治的な関係を表現したものなのかというような議論が必要だということである。

偽琉球国王使の「割印制」についての異論は、著者の偽使の成立の背景をできるだけ限定的に解釈しようとする姿勢につながっている。もちろん、著者は真使と偽使の間にグレーゾーンがあることを強調し、かつそのような使節のカテゴリーを設定している。しかしながら、偽琉球国王使に関する分析で示したように、これらの偽使の活動を琉球あるいはその近辺まで視野を広げて検討しようとしていない。すべてでないが、例えば、対馬・博多ラインが偽使の実行者と確認できると、それより遠く（朝鮮から見て）についての検討をしていない場合が見られた。やや意地悪な見方をすれば、博多にいれば、すべての人材や品物は入手できると前提しているかのように想像してしまうのである。硬く言えば、博多と遠隔地を含む多くの地域とのあいだに、市場関係に基礎づけられた交通関係が成立しているかのように見えるということである。

以上、いくつかの異論を対置してきたが、これはあくまで著者の成果を否定しようという意図からではなく、偽使に関する史料に限界があるという認識からである。著者がさまざまな史料を駆使して偽使の実態を復元しようとした成果は疑いようもなく大きい。多くの結論は断定的ではない。例えば、「このように解釈できる蓋然性が高い」というような表現にならざるをえない。言い換えれば、別の研究者が別の蓋然性の高い解釈を主張できる余地があるのである。評者の異論は、著者があまり検討していない状況証拠を持ち出して、別の蓋然性の高い解釈を示したに過ぎない。

橋本氏に限らず、近年の偽使研究の進展は目覚ましい。今回、この書評をさせていただき、この分野の研究の水準の高さに驚いたのが正直なところである。一九八七年に偽使のつく

ウソが重要だと宣言して以来、ほとんど何もしてこなかった怠惰な評者にとって、もっとも大きな喜びは、この書評が偽使研究に参戦しようという意欲を強烈にかきたててくれたことである。感謝。